

中間前金払制度に関するQ&A

Q 1. 入札条件では中間前金払の対象となっていた工事で、入札の結果、請負代金額が300万円未満になった場合の中間前金払はどのようになりますか？

A 1. 前金払等の対象が入札予定金額が基となるため、請負代金額が300万円未満になった場合でも中間前金払の対象にはなりません。

Q 2. 工期が120日未満の工事については、中間前金払の対象になりますか？

A 2. 工期が120日未満の工事については、中間前金払の対象にはなりません。

Q 3. 当初契約時の請負代金額が300万円未満だった工事が、変更契約により300万円以上となった場合の取扱いはどうなりますか？

A 3. 当初契約時の請負代金額が300万円未満の工事が、変更契約により300万円以上となった場合は中間前金払の対象としません。逆に、当初契約時の請負代金額が300万円以上の工事は、減額変更により300万円未満となった場合、中間前金払の対象となります。

Q 4. 中間前金払の額は、無制限でしょうか？

A 4. 中間前金払の額は、無制限ですが請負代金の額に10分の2を超えない額とし、10万円未満の額を切り捨てるものとします。ただし、前金払と中間前金払の合計額が請負代金の10分の6を超えてはならないものとします。

Q 5. 中間前金払と部分払の関係はどうなりますか？

A 5. 中間前金払と部分払は選択性になりますので、部分払を選択した工事は中間前金払を請求できません。逆に、中間前金払を選択した工事は部分払を請求できませんが、会計年度を越えて施工する必要のある工事（債務負担行為及び継続費に係る工事）で、各年度末等における支払のために部分払をする必要がある場合は部分払を請求できます。

Q 6. 契約変更により工期が延長となった場合、要件にある「工期の2分の1」はどうなりますか？

A 6. 契約変更後の延長された工期の2分の1となります。

Q 7. 中間前金払を選択した後に、部分払に変更できますか？

A 7. 中間前金払を選択して契約締結した場合、その後、部分払に変更することはできません。その逆も同様です。

Q 8. 中間前金払と部分払を選択せずに契約締結できますか？

A 8. できません。必ずどちらかを選択してください。

Q 9. 中間前金払の認定を受ける場合、出来形検査が必要ですか？

A 9. 中間前金払制度では検査はありませんので、検査関係の手続きは不要です。

Q10. 請負契約が変更（増額・減額）された場合の中間前払金はどうなるか？

A10. 中間前払金の割合は請負代金の額の10分の2以内であり、かつ当初の前払金との合計が10分の6を超えることはできない。

(1) 増額変更の場合

「変更後の請負代金の額×60%－受領済金額＞変更後の請負代金の額×20%」なので、「変更後の請負代金の額×20%」が中間前払金の額となります。

(2) 減額変更の場合

「変更後の請負代金の額×60%－受領済金額＜変更後の請負代金の額×20%」なので、「変更後の請負代金の額×60%－受領済みの前払金」が中間前払金の額となります。

(例) 請負代金の額1,000万円、増額変更200万円、前払金400万円

$12,000,000 \text{ 円} \times 60\% - 4,000,000 \text{ 円} > 12,000,000 \text{ 円} \times 20\%$

(3,200,000 円 > 2,400,000 円)

→ 中間前金請求可能額：2,400,000 円

(例) 請負代金の額1,000万円、減額変更200万円、前払金400万円

$8,000,000 \text{ 円} \times 60\% - 4,000,000 \text{ 円} < 8,000,000 \text{ 円} \times 20\%$

(800,000 円 < 1,600,000 円)

→ 中間前金請求可能額：800,000 円